

## ■ 外国証券情報 ■

東海東京証券作成  
作成日： 2023年5月19日  
管理コード： OJ595-1-202305

### <1.発行者情報>

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| (1) 発行者の名称:              | バンク・オブ・アメリカ<br>Bank of America Corporation |
| (2) 発行者の本店所在地:           | 有価証券報告書をご参照ください                            |
| (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年: | デラウェア州法、株式会社、1998年                         |
| (4) 決算期:                 | 有価証券報告書をご参照ください                            |
| (5) 事業の内容:               | 有価証券報告書をご参照ください                            |
| (6) 経理の概要:               | 有価証券報告書をご参照ください                            |
| (7) 保証を行なっている親会社に関する事項:  | 該当なし                                       |

<有価証券報告書の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

URL: <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: <https://www.bankofamerica.com/>

### <2.証券情報>

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| (1) 有価証券の種類及び名称:      | バンク・オブ・アメリカ発行 2034年4月25日満期 5.288% 米ドル建無担保社債   |
| (2) 発行地及び上場・非上場の区分:   | グローバル市場、非上場   |
| (3) 発行日:              | 2023年4月25日  |
| (4) 発行額:              | 50億米ドル (2023年4月現在)  |
| (5) 利率及び利払金の決定方法:     | ①固定金利期間:2023年4月25日から2033年4月25日まで<br>年率5.288%(30/360,unadjusted)<br>②変動金利期間:2033年4月25日から2034年4月25日まで<br>SOFRLレート+1.910%(ACT/360,adjusted,後決め)<br>※四半期毎の利率改定日に利率が変更される。   |
| (6) 利払日:              | ①固定金利期間:初回2023年10月25日、以降毎年4月、10月の25日(年2回)<br>②変動金利期間:2033年7月25日、10月25日、2034年1月25日、4月25日   |
| (7) 償還期限:             | 2034年4月25日  |
| (8) 償還金額及び償還金の決定方法:   | 額面金額で満期償還。また以下の場合、発行者は事前通知をすることにより、本債券を期限前償還することができる。<br><br>2023年10月25日以降2033年4月25日までは(もしくは2033年4月25日以降に追加発行する場合、その6か月後以降)、額面金額もしくは2033年4月25日までのキャッシュフローを同年限の米国債利回り+0.30%で現在価値に割り引いた金額に償還日までの経過利息を付した金額で期限前償還させることができる。<br>また、2033年4月25日及び2034年1月25日以降満期償還日までは、いつでも額面金額に経過利息を付した金額で期限前償還させることができる。 |
| (9) 受託会社又は預託機関:       | DTC、ユーロクリア、クリアストリーム   |
| (10) 担保又は保証に関する事項:    | 無担保、無保証   |
| (11) 他の債務との弁済順位の関係:   | 本債券は、発行者のすべての無担保・非劣後債務と同順位に位置づけられる。   |
| (12) 発行、支払及び償還に係る準拠法: | ニューヨーク州法  |

<3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容>

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。